

市営住宅定期募集 入居申込みのご案内

市営住宅の募集方法

定期募集…募集月前月までに空家が発生し、募集可能となった住戸について、**空家募集**を実施します。

入居の決定

入居申込み後に抽選を行い、「入居候補者」となった方は、抽選から 10 日以内に「入居資格を確認するための書類」を提出していただき、入居資格の審査を行った上で、入居を決定します。なお、災害公営住宅の一般募集住戸については、震災被災者からの申込みが優先されます。

募集住戸

平、小名浜、勿来、常磐、内郷、好間、四倉、久之浜地区の募集対象団地で、空家が発生し募集可能となった住戸。**(募集住戸については、毎月受付前月の末日ごろに各受付窓口及びホームページ等に掲示いたします。)**

※ 原則、申込みができる住戸は 1 箇所ですが、優先入居対象世帯については、優先募集住戸と一般募集住戸を重複して申込みことができます。(優先入居対象世帯については後述参照。)

申込み受付時期

定期募集を実施する月の上旬 1 週間程度。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。(ただし、土・日曜日及び祝日を除く。)

申込み方法及び受付場所

○ 郵送での申込方法

次ページに記載の「申込み時に必要な書類等」を同封の上、いわき市市営住宅管理センター(問い合わせ先参照)へ郵送してください。(受付期間内の消印有効)

○ 窓口での申込方法

いわき市市営住宅管理センター、いわき市市営住宅泉窓口センターの各窓口で受付します。

※ 申込順に受付番号を付与します。(受付番号は抽選会で抽選をする番号となります。) 郵送で申込まれた方については、受付後、番号を付与し電話で受付番号をご連絡します。

申込み資格 (8つの条件を全て満たすこと)

- (1) いわき市内に住所、又は市内に勤務場所を有する方。
- (2) 原則として同居親族(概ね 2 ヶ月以内に結婚する婚約者を含む)のある方。
ただし、次の方は単身で申し込むことができます。(単身申込可の住戸に限る。)
 - ① 60 歳以上の方
 - ② 障がい者(身体・精神・知的)で、単身での生活が可能なる方
(身体 1~4 級、精神 1~3 級、療育 A 又は B 判定に該当する方)
 - ③ 生活保護被保護者
 - ④ その他条例で定める方
- (3) 住宅に困窮していることが明らかな方。
- (4) 市・県民税を滞納していない方(国保税等は除く)。
- (5) 前年の世帯の合計所得が公営住宅法で規定する収入基準の範囲内にある方。
- (6) 過去に市営住宅等に入居していた時の滞納家賃等債務がない方。
- (7) 過去に市営住宅等に入居していた時に住宅明渡しの請求を受けたことがない方。
- (8) 暴力団員でない方。

申込み時に必要な書類等

- ・ **市営住宅入居申込書 及び 市営住宅入居申込み確認表**（用紙は受付場所等に備えてあります。また、いわき市市営住宅管理センターのホームページからもダウンロード可能です。）
- ・ **返信用封筒**（抽選結果通知を希望される方は、申込者の住所・宛名を記入し、84円切手を貼った封筒を提出してください。返信用封筒を提出しない場合は、ホームページ等で抽選結果をご確認ください。）
- ・ **印鑑**（申込書下部の「暴力団照会」について同意し押印していただければ不要です。）

抽選日及び抽選方法等

申込み月の中旬頃、住戸ごとに公開抽選で「入居候補者」を決定し、返信用封筒提出者のみ郵送にて抽選結果を通知します。抽選会場への立会は任意となります。（申込み受付時に付与した受付番号により抽選を実施します。）

抽選後の書類提出及び入居資格審査（入居候補者に限る）

入居申込み後の抽選で当選し「入居候補者」となった方は、抽選から10日以内に「入居資格を確認するための書類」を提出していただき、入居資格の審査を行い、入居を決定します。（書類審査の結果、入居資格を満たしていない場合や、10日以内に「入居資格を確認するための書類」が提出されなかった場合は、当選は取り消しとなります。）

○ 入居資格を確認するための書類等

抽選により「入居候補者」になった方は10日以内に次の下線がある書類等を提出してください。
※印については、該当者のみ提出してください。

- ① 学生や18歳未満の方を除く入居しようとする方全員の市町村長が発行する
令和5年度（令和4年分）の所得額・課税額証明書
 - ※ 給与所得者の方は、**最新の源泉徴収票**を添付してください。
 - ※ 令和4年1月以降現在までに転職、又は就職した方は、現在の勤務先から**収入証明書**（用紙は受付場所に備えてあります。）を発行して添付してください。
 - ※ 令和4年1月以降現在までに開業した自営業の方は、**収支明細書**（用紙は受付場所に備えてあります。）を添付してください。
 - ※ 令和4年1月以降現在までに退職した方は、**退職証明書（雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険受給資格者証の写し等）**を添付してください。
 - ※ 18歳以上の学生については、**学生証の写し**を添付してください。
- ② 入居しようとする方全員の**世帯全員が記載されている住民票の写し（筆頭者・続柄が記載されたもの）**
 - ※ 婚約者がある場合には、**婚約者の世帯全員が記載されている住民票の写しと、婚約証明書**（用紙は受付場所に備えてあります。）も添付してください。
- ③ 学生や18歳未満の方を除く入居しようとする方全員の**納税証明請求書(兼)証明書**（用紙は受付場所に備えてあります。） ※市外の方は、**令和5年度市県民税納税証明書**
- ④ **その他市長が必要と認める書類**
 - ※ ①の書類は、**令和5年1月1日現在**で住民登録を行っている市町村で交付を受けてください。

※申込者、又は家族の中に障がい者がいる場合には、**障がい者手帳の写し**も添付してください。

例：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※生活保護を受給している方については、**世帯全員が記載された住民票の写し（筆頭者・続柄が記載されたもの）、生活保護受給証明書**が必要となります。

【 市営住宅の収入基準 】

市営住宅に申し込む方は、次の収入算出式で算出した収入月額が、収入月額範囲内にある必要があります。

収入算出式

$$(\text{世帯全員の所得金額の合計} - \text{控除額の合計}) \div 12 = \underline{\text{収入月額}}$$

収入月額範囲

一般の方 : 158,000 円以下 裁量階層の方 : 214,000 円以下

【 八仙団地の収入基準 】

八仙団地に申し込む方は、次の収入算出式で算出した収入月額が、収入月額範囲内にある必要があります。

収入算出式

$$(\text{世帯全員の所得金額の合計} - \text{控除額の合計}) \div 12 = \underline{\text{収入月額}}$$

収入月額範囲

一般の方 : 114,000 円以下 裁量階層の方 : 139,000 円以下

※ 次の①～③のいずれかに該当する場合は、裁量階層として収入基準が引き上げられます。

(裁量階層収入月額 市営住宅 : 214,000 円以下 八仙団地 : 139,000 円以下)

- ① 申込者又は同居親族に障がい者 (身体 1~4 級、精神 1~2 級、療育 A 又は B 判定に該当する方) がいる場合
- ② 申込者が 60 歳以上の方であり、かつ、同居者全員が 60 歳以上の方、又は 18 歳未満の方である場合
- ③ 小学校就学前の子どもがいる場合

控除額の種類

種類	控除額	控除適用に係る内容 (要件)
1 同居親族控除	1 人につき 38 万円	入居しようとする同居親族及び別居している税法上の扶養の適用該当者。
2 老人扶養親族控除	1 人につき 10 万円	1 にあげる者に満 70 歳以上がいる場合。
3 扶養親族控除	1 人につき 25 万円	1 にあげる者に満 16 歳以上 23 歳未満がいる場合。
4 障がい者控除	1 人につき 27 万円	申込者又は 1 にあげる者に障がい者がいる場合。(特別障がい者の場合は 1 人につき 40 万円)
5 ひとり親・寡婦控除	1 人につき 35 万円 (寡婦の場合は 27 万円)	申込者又は入居しようとする同居親族にひとり親・寡婦がいる場合。(控除対象者の所得額が控除額未満の場合は、その所得額分の控除となります。)

※平成 30 年の所得税法改正に伴い公営住宅法施行令が改正され、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方がいる場合には 1 人につき 10 万円を控除します。(控除対象者の所得額が控除額未満の場合は、その所得額分の控除となります。)

※雑損失、純損失の繰越控除については所得金額から控除することができます。

※障がい者控除に係る特別障がい者は、身体 1・2 級、精神 1 級、知的 A 判定に該当する方です。

(参考) 収入基準換算表

市営住宅の収入基準の換算表 (参考)

(単位: 円)

区分	収入基準 (月額)	扶養親族数				
		1人	2人	3人	4人	5人
一般階層	158,000円以下	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
裁量階層	214,000円以下	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

八仙団地の収入基準の換算表 (参考)

(単位: 円)

区分	収入基準 (月額)	扶養親族数				
		1人	2人	3人	4人	5人
一般階層	114,000円以下	2,755,999	3,299,999	3,811,999	4,287,999	4,763,999
裁量階層	139,000円以下	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999	5,135,999

※ 世帯の中に老人扶養、障がい者、ひとり親、寡婦控除等が該当する場合には上記換算表は参考にできません。

優先入居対象世帯

	対象世帯	世帯要件
1	ひとり親世帯	母子・父子世帯(20歳未満の子を扶養している配偶者のない方の世帯)。
2	子育て世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養している方の世帯。
3	老人世帯	申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方で構成される世帯。
4	障がい者世帯	身体障害者手帳(1~4級)・精神障害者手帳(1~3級)・療育手帳(A又はB判定)を所持している方がいる世帯。(単身の場合は単身での生活が可能の方) なお、車いす専用住戸の募集の場合は、身体障がい者手帳(1~4級)を所持し、日常生活において、常時車いすを自ら操作し生活することが可能な方(常時介護を必要とする方は、介護できる同居親族のある方)がいる世帯が対象となります。
5	DV被害者世帯	書面によりDV被害を証明できる世帯。詳細は窓口にご相談ください。

上記1~5の優先入居対象世帯に該当する場合は、優先募集住戸に申込みことができます。併せて、一般募集住戸に重複して申込みすることも可能です。(必ず重複申込みをしなければならない訳ではありません。)

※ なお、抽選は優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が優先募集住戸に当選した場合は、一般募集住戸の申込みは取消しとなります。あらかじめご了承のうえで申込みしてください。

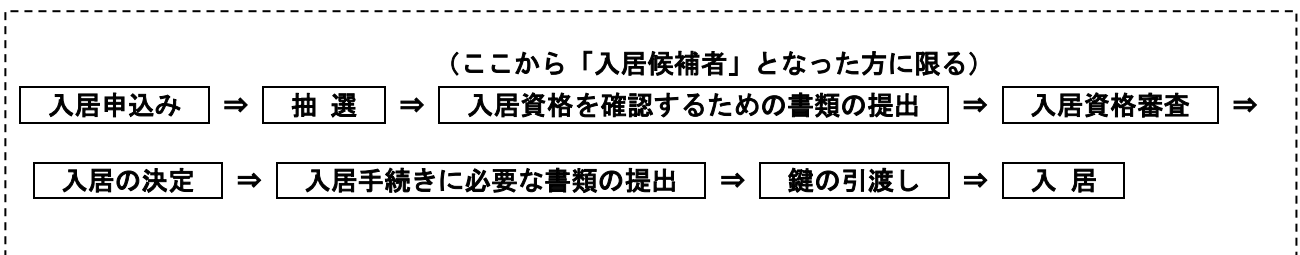
なお、優先入居対象世帯に該当し、優先募集住戸と一般募集住戸を重複して申込みする場合は、市営住宅入居申込書をそれぞれ(2部)提出してください。

入居決定者となった方が入居手続きに必要な書類

入居資格審査後、入居決定者となった方は入居決定から 10 日以内に次の書類を提出してください。
ただし、⑨、⑩の書類は、該当者のみの提出となります。

- ① **請書** (200 円の収入印紙の貼付、本人と緊急連絡人 2 名の記入・押印が必要です。)
 ※ 印鑑は、緊急連絡人届出書の印鑑と同じ印鑑を使用してください。
 緊急連絡人は、原則として入居決定者の親族で、18 歳以上 70 歳未満の方 2 名が必要となりますが、親族で緊急連絡人となる方が見つからない場合等にご相談ください。
- ② **緊急連絡人届出書**
- ③ **緊急連絡人誓約書**
- ④ **緊急連絡人の身分証明書の写し** (運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)
- ⑤ **緊急連絡人が入居決定者の親族であることを証明する書類** (戸籍謄本、住民票等)
- ⑥ **誓約書兼同意書及び修繕についての同意書**
- ⑦ **誓約書** (共益費)
- ⑧ **敷金納付の領収証書** (入居資格審査後、納付書を送付します。)
- ⑨ **市営住宅使用料口座振替依頼書**
- ⑩ **駐車場使用許可申請書** (駐車場のある団地で駐車場を使用する方のみ提出して下さい。)

入居申込みから入居までの流れ



【 留意事項 】

「入居申込」・「入居資格を確認するための書類」・「入居決定者となった方が入居手続きに必要な書類」等の一連の手続きに虚偽の事実のあることが判明した場合や、市が指定する期間内にこれら入居に係る一連の手続きをしない場合(必要書類の提出等がなされない場合)は、入居の決定を取消すこととなりますので、あらかじめ十分留意願います。

問 い 合 わ せ 先	
いわき市市営住宅管理センター	〒973-8401 いわき市内郷小島町新町 40 番地 電話番号 38-3245
いわき市市営住宅泉窓口センター	〒971-8185 いわき市泉町七丁目 21 番地の 47 電話番号 38-3417